

命 令 書

申 立 人 X 1 組 合
 執行委員長 A 1

被申立人 Y 1 会 社
 代表取締役 B 1

上記当事者間の都労委平成29年不第52号事件について、当委員会は、平成30年10月2日第1715回公益委員会議において、会長公益委員房村精一、公益委員金井康雄、同水町勇一郎、同稲葉康生、同光前幸一、同卷淵眞理子、同三木祥史、同近藤卓史、同野田博、同菊池馨実、同小西康之、同川田琢之の合議により、次のとおり命令する。

主 文

被申立人 Y 1 会 社 は、申立人 X 1 組
合 が、同組合の組合員 A 2 の解雇及び未払
賃金についての団体交渉を申し入れたときは、開催場所を会社の水戸本社とする
ことに固執することなく、団体交渉開催場所の合意に向けて誠実に交渉しなければ
ならない。

理 由

第1 事案の概要と請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要

 A 2 (以下「 A 2 」という。)は、
平成27年4月に被申立人 Y 1 会 社 (以下「会社」と

いう。)と期間1年の雇用契約を締結し、外国語指導助手(Assistant Language Teacher。以下「ALT」という。)として、1回目の契約更新後の28年4月以降、神奈川県立M高等学校(以下「M高校」という。)及び同I高等学校(以下「I高校」という。)において週3日働いていた。8月4日、会社は、A2 に対し、ビザが切れるから身元保証人になってほしいなどの個人的な相談をM高校教員にしたことなどを理由として、30日後の9月3日付けで解雇する旨を電子メール(以下「メール」という。)で通知した。29年3月5日、A2 は申立人 X1組合 (以下「組合」という。)に加入し、組合は、会社に対し、A2 の解雇及び未払賃金に係る団体交渉をメールで申し入れた。以降、組合と会社とは、3月から6月までの間に団体交渉開催条件についてメールを計7回やり取りしたが、会社は、雇用契約書第30条に基づき、団体交渉開催場所(以下「本件開催場所」という。)を水戸本社とするとして一切譲らず、結局、団体交渉は行われなかった。

本件は、A2 の解雇及び未払賃金を議題とする組合の団体交渉申入れに対し、会社が、A2 との雇用契約書第30条に基づき本件開催場所は水戸本社であると主張して一切譲らず、団体交渉に応じていないことが、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たるか否かが争われた事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 特定の開催場所に固執することにより団体交渉を拒否しないこと。
- (2) 謝罪文のホームページ掲載

第2 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人組合は、肩書地に事務所を置き、企業の枠を越えて組織される、いわゆる合同労組として、平成22年4月25日に結成された。本件申立時の組合員数は228名である。
- (2) 被申立人会社は、肩書地に本社を置く株式会社であり、営業所として東京都内と横浜市内に支社を置き、主に関東近郊の学校や会社にALTなどの講師を派遣している。

【甲5・32、乙7、審p4～5】

て手続きが行われることに同意する。」と記載されていた。

【甲5・6、乙9・10】

(2) A 2 の解雇

28年6月下旬、A 2 は、M高校で体調を崩して同校英語科教員に病院まで付き添ってもらったり、自身の家庭内にもめ事があったため、同校の20代の女性教員宅に3日間泊めてもらうなどした。

7月14日、M高校の教頭から、会社の雇用総括管理（雇用担当総括責任者）である B 2 （以下「B 2」という。）に対し、電話があった。電話の内容は、A 2 が、自身の通院に通訳として付き添ってほしい、9月にビザが切れるから身元保証人になってほしいなどと個人的な相談をしてくるため、同校教員らは困っている、ALTの交代をお願いしたいというものであった。同日、B 2 は、A 2 にメールを送信し、A 2 が個人的な問題を相談することがM高校の教員のストレスとなっている旨の苦情があったことを伝え、教員はA 2 の友達ではなく顧客であり、A 2 の言動が会社と顧客との契約打切りの理由となる可能性があるなどと注意・警告した。

7月15日、会社は、M高校を訪問し、教頭、副校長及び英語科教員からALTについて聞き取りを行った。M高校側は、会社に対し、きちんとした英語力のある人（英語を母語とする人）、個人的な話を持ち込まない人を派遣してほしいと要望し、この要望が聞き入れられないのであれば、同校にALTの派遣は受け入れられないなどと述べた。

8月4日、B 2 は、A 2 にメールを送信し、M高校からALTの交代要請があったため、8月の勤務を毎週火曜日のI高校のみとし、就業規則第10項第22条に基づき、30日後の9月3日付けで雇用契約を解除すると通知した。

9月3日、会社は、A 2 との雇用契約を解除した。

【甲6、乙1・2・3・4・5・6・8】

3 A 2 の組合加入と組合の団体交渉申入れ

(1) A 2 の組合加入及び組合と会社との1回目のメールのやり取り

29年3月、A 2 は組合に加入し、同月5日、組合は、会社に1回目

のメールを送信して、同人の組合加入を通知するとともに、同人の解雇及び未払賃金を議題とする団体交渉を申し入れた。

3月10日、会社は、組合のメールに対し、A2とは雇用関係が既に終了しており、団体交渉に応ずる必要がないと返信した。

【甲1・2】

(2) 組合と会社との2回目のメール

3月15日、組合は、会社にメールを送信し、再度団体交渉を申し入れた。

3月20日、会社は、組合のメールに返信し、団体交渉に応ずるとして、以下①ないし③のとおり、団体交渉開催条件を提示した。

- ① 本件開催場所は水戸本社人事担当部署とする。
- ② 開催日時は4月22日午前11時から、所要時間は1時間とする。
- ③ 会社側の出席者は代表取締役及び雇用担当総括責任者の2名とし、組合側の出席者は役職及び氏名を事前に通知するとともに、当日身分証明を持参する。

【甲1】

(3) 組合と会社との3回目のメール

- ① 3月24日、組合は、会社にメールを送信し、団体交渉開催条件について、以下アないしウの3点を検討するよう要請した。

ア A2が勤務していたのは横浜市内であり、面接も業務上の打合せも東京で行っていたのであるから、本件開催場所は会社の東京支社又は新宿区の組合事務所とすること。

イ 解雇問題を議題とする初回の団体交渉を1時間で終わらせることは不可能であるから、所要時間は最低でも通訳込みで2時間とすること。

ウ 組合側の出席者に対して、いかなる趣旨で身分証明を求めているのかを明らかにすること。

- ② 3月27日、会社は、組合のメールに対し、以下アないしウのとおり、団体交渉開催条件の検討結果を返信した。

ア 本件雇用契約書第30条には、「会社は茨城県水戸市に本社を置いているので、会社と社員の間で金銭的な訴訟や法律上の争議手続きは、

その社員の居住地にかかわらず、水戸市において手続きが行われることに同意する。」と明記されているから、本件開催場所は水戸である。

イ 水戸本社雇用管理部署において、4月22日の午前10時から、所要2時間を限度として開催する。

ウ A2 以外の出席者については、参加資格を確認するための身分証明が必要となる。

【甲1、審p10～11・18】

(4) 組合と会社との4回目のメール

① 3月30日、組合は、会社にもメールを送信し、3回目のメールのやり取りにより合意に至った所要時間を2時間とすること以外の団体交渉開催条件について、以下ア及びイのとおり、再検討するよう要請した。

ア 本件雇用契約書第30条の記載事項は、会社と組合の間には適用されないから、A2の勤務地から近い会社の東京支社又はその周辺を本件開催場所とすること。

イ 組合側出席者の参加資格とは何か説明すること。

② 4月3日、会社は、組合のメールに対し、以下ア及びイのとおり、団体交渉開催条件の再検討結果を返信した。

ア 本件開催場所は本件雇用契約書第30条により、合意管轄地である水戸本社人事担当部とする。

イ 組合側出席者の参加資格とは、労働組合法第6条に定められた「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」を指す。

【甲1】

(5) 組合と会社との5回目のメール

4月20日、会社が、組合に対し、同月22日午前10時開始の水戸本社人事部を開催場所とする団体交渉を行う意思があるか否かを確認するメールを送信したところ、即日、組合は抗議文を返信した。

翌21日、会社は、組合にもメールを送信し、以下①及び②のとおり、団体交渉開催条件を提示した。

① A2 は水戸本社人事部で雇用した人材であり、本件雇用契約書第30条に基づき、合意管轄地である水戸本社人事部において団体交渉に応

ずる。

- ② 5月6日の午前10時から、所要2時間の団体交渉を提案する。

【甲1、審p10～11・18】

(6) 組合と会社との6回目のメール

- ① 6月10日、組合は、会社にもメールを送信し、以下ア及びイのとおり、改めて開催条件を提示して団体交渉を申し入れた。

ア 会社は A2 を神奈川県内に派遣していたのであり、同人はその近接地に居住しているのであるから、水戸市でのみ団体交渉に応ずるといふ会社の主張は承服できない。

イ 東京支社又は横浜支社、若しくは組合事務所を本件開催場所とする団体交渉に応じてほしい。

- ② 6月15日、会社は、組合のメールに対し、以下ア及びイのとおり返信した。

ア 会社は、組合の団体交渉申入れに対し、既に3回期日を指定して応ずると回答しているが、組合はいずれも無回答のまま団体交渉に応じていない。

イ A2 は水戸本社人事部で雇用した人材であり、本件雇用契約書第30条に基づき、合意管轄地である水戸本社人事部において、7月1日午前10時から、所要2時間の団体交渉に応ずる。

【甲1の3・22】

(7) 組合と会社との7回目のメール

6月26日、組合は、会社にもメールを送信し、A2 の職場が神奈川県であるにもかかわらず、団体交渉は水戸本社でしか開催できないとする会社の対応は、事実上の団体交渉拒否に当たると警告した。

会社は、組合のメールに対し、即日、以下①ないし③のとおり返信した。

- ① 会社は、組合の団体交渉申入れに対し、既に3回期日を指定して応ずると回答している。

- ② 会社は、A2 は水戸本社人事部で雇用しており、本件雇用契約書第30条に基づき、合意管轄地である水戸本社人事部において、7月1日午前10時から、所要2時間の団体交渉に応ずるとしている。団体交渉拒

否に当たる事実は一切ない。

- ③ 組合は、上記会社の提案に本日まで回答していない。そこで、会社と A 2 との合意管轄地である水戸本社人事部における、7月8日午前10時から、所要2時間の団体交渉を改めて提案する。

【甲1】

4 本件申立て

7月18日、組合は、会社に対し、電話をするとともに、メールを送信して、本件団体交渉拒否の判断を第三者に委ねると通知した。

7月19日、組合は、当委員会に対し、本件不当労働行為救済申立てを行った。

【甲1】

5 本件申立て後の自主交渉

組合と会社とは、30年5月10日、24日及び7月12日の計3回、当委員会において、A 2 の雇用契約の中途解約問題を議題とする自主交渉を行ったが、解決に至っていない。

【当委員会に顕著な事実】

第3 判 断

1 被申立人会社の主張

会社は、一度も団体交渉を拒否していない。会社が本件開催場所を水戸市とした理由は、①会社は本社を水戸市に置いていること、②本件雇用契約書は本社で結ばれていること、③東京と横浜の支社には営業機能しかなく、東京と横浜の支社で就職説明会を行う際は水戸本社人事部の担当者が出張して対応していること、④A 2 の雇用契約書には、金銭・法律に関わる手続は水戸市で行うと明記されていることである。

会社は、A L Tとの雇用契約を全て水戸本社で一括して行い管理しており、東京と横浜の支社には営業所機能のみしかない。このため、会社とA L Tとの雇用契約書には、会社と社員との金銭的な訴訟や法律上の争議手続は、社員の居住地にかかわらず、水戸市において行われることに同意するとの記載がある。そして、会社は、組合からの団体交渉申入れに対し、水戸本社における団体交渉の日時を複数提示するなどして、団体交渉開催に協力的な対

応をしている。また、会社は、東京都労働委員会において実質的な団体交渉を行っている。さらに団体交渉が必要であるならば、本件開催場所として、第一に水戸本社、第二に土浦近郊、第三に東京都労働委員会を希望する。

以上のとおり、会社は、一度も団体交渉申入れを拒否しておらず、会社の対応は、正当な理由のない団体交渉の拒否とはなり得ない。

2 申立人組合の主張

平成29年3月ないし7月の間、組合と会社とは、本件開催場所以外の団体交渉開催条件について合意に至ったが、会社が本件開催場所を水戸本社のみ限定し、開催条件として一方的に押し付けてきたため、団体交渉は一度も開催されなかった。本件開催場所を会社の水戸本社のみ限定することは、移動時間や交通費などの面で、組合にとっても A2 にとっても過大な負担となる。

本件雇用契約書には、金銭的、法律的に関わる争議手続は水戸本社で行うとの記載があるが、同契約書は組合と結んだものではないため、同契約書に記載されている事項は組合には適用されない。また、会社は東京支社において A2 の採用面接や研修を行っており、会社が本社を水戸市に置いているとしても、会社に本社所在地で団体交渉を行うという開催条件を押し付ける権利はない。

以上のとおり、本件開催場所を水戸本社のみ限定し、組合に一方的に押し付けてきた会社の対応は、団体交渉の拒否に該当する。

3 当委員会の判断

- (1) 本件開催場所をどこにするかは、本来労使間の話し合いによって決めるべきものであるところ、本件団体交渉申入れに係る組合と会社との6回のメールのやり取りにおいて、会社が本件開催場所は水戸本社であると限定し、東京支社や組合事務所などの検討を求める組合の要請に応じていないため(第2.3(2)(3)(4)(5)(6)(7))、結局、団体交渉は開催されていない。
- (2) このことについて、会社は、会社とALTとの雇用契約書には、会社と社員との間の金銭的な訴訟や法律上の争議手続は、社員の居住地にかかわらず、水戸市において手続が行われることに同意するとの記載があると主張する。

確かに、本件雇用契約書第30条にはそのような定めがあるが（第2.2(1)）、A2と会社との紛争に関する条項は、A2が加入する労働組合を直接拘束するものではないし、まして、組合と会社との団体交渉をどこで行うかということの根拠となるものでもない。

また、組合にとって、遠隔地である水戸市で団体交渉を行うことが、経済的にも時間的にも負担であるのは明らかであり、組合は、組合事務所所在地である東京都内に固執しているわけではない。組合がA2の勤務地である横浜支社での開催も含めて提案していた（第2.3(6)）にもかかわらず、会社が紛争手続の合意地である水戸本社での開催を一切譲らないのは、正当な理由のない団体交渉の拒否であると判断せざるを得ない。

(3) さらに、会社は、組合からの団体交渉申入れに対し、水戸本社における団体交渉の日時を複数提示するなどして、団体交渉開催に協力的な対応をしていると主張する。確かに、29年3月から6月までの間、会社は、4月22日午前11時、同日午前10時、5月6日午前10時、7月1日午前10時及び同月8日午前10時と順を追って計5回、団体交渉開催日時を組合に提示している（第2.3(2)②、同(3)②イ、同(5)②、同(6)②イ、同(7)③）。

しかしながら、上記(1)で述べたとおり、本件労使間において団体交渉が一度も開催されていない原因は、開催日時が折り合わなかったことにはなく、本件開催場所が折り合わなかったことにあった。こうした状況にもかかわらず、組合が本件開催場所を検討するよう会社に要請するなどした後（第2.3(3)①、同(4)①、同(5)①、同(6)①、同(7)③）、会社は、計4回の開催日時の提示に当たって、いずれも本件開催場所は水戸本社であるとしたのであるから（第2.3(3)②、同(4)②、同(5)①、同(6)②、同(7)）、会社の対応が団体交渉開催に協力的な対応であったとみることはできない。

(4) 以上のことから、団体交渉申入れを拒否していないとする会社の主張は採用することができず、A2の解雇及び未払賃金を議題とする組合の団体交渉申入れに対し、会社が、本件雇用契約書第30条に基づき本件開催場所は水戸本社であると主張して一切譲らず、団体交渉に応じていないことは、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たる。

(5) なお、本件申立て後に当委員会において当事者間の自主交渉が3回行わ

れたが（第2.5）、この団体交渉において、議題とされた A 2 の雇用契約の中途解約問題が解決したわけではなく、また、団体交渉が行き詰まりに達したとの事実も認められない。他方で、会社は、本件結審時に至っても、本件雇用契約書第30条に基づき本件開催場所は水戸本社であるとの主張を維持しているのであるから、自主交渉が行われた事実は、上記判断を左右しない。

4 救済方法について

本件労使間においては、今後も本件開催場所を巡る紛争が引き続き発生するおそれがあるため、開催場所に固執することなく、労使双方が本件開催場所の合意に向けて真摯に話し合う必要があるため、主文のとおり命令する。

具体的には、本命令交付後、組合が A 2 の解雇及び未払賃金についての団体交渉を申し入れたときは、本件の経緯に鑑み、初回の団体交渉は会社の東京支社で行い、2回目以降の開催場所について協議すべきものとする。

また、組合は、謝罪文の会社ホームページへの掲載をも求めているが、本件の救済としては、主文をもって足りると考える。

第4 法律上の根拠

以上の次第であるから、A 2 の解雇及び未払賃金を議題とする組合の団体交渉申入れに対し、会社が、A 2 との雇用契約書第30条に基づき本件開催場所は水戸本社であると主張して一切譲らず、団体交渉に応じていないことは、労働組合法第7条第2号に該当する。

よって、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

平成30年10月2日

東京都労働委員会

会 長 房 村 精 一